



高根沢町告示第28号

入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年4月1日

高根沢町長 加藤 公博



1 入札対象工事

入 札 番 号	1001
工 事 名	旧東小学校校舎等解体工事
工 事 箇 所	高根沢町大字太田地内
工 事 概 要	旧東小学校校舎解体工事 一式 植栽伐採伐根他工事 一式 旧東小学校校舎等アスベスト処理工事 一式 仮設トイレ設置工事 一式 【解体対象建物】 管理特別教室棟:2,557 m <sup>2</sup> 、特別教室棟:1,281 m <sup>2</sup> 、 屋内運動場:814 m <sup>2</sup> 、その他:1,093.57 m <sup>2</sup> 合計延床面積:5,745.57 m <sup>2</sup>
工 期	工事着手日から280日間
最低制限価格等	高根沢町低入札価格調査制度を適用
予 定 価 格	¥281,600,000-（内消費税額¥25,600,000-）

2 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者の資格要件

この入札に参加できる者は、事後審査型条件付一般競争入札共通事項に記載された資格要件及び次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

参加形態	特定建設工事共同企業体 参加構成員:2者 結成方式:自主結成	
代表構成員の要件	本店・営業所	栃木県内に建設業法第3条に基づき設置された本店又は営業所があること。
	業種・ランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿において解体の工種に登録があり、栃木県建設工事入札資格者名簿の格付基準において建築一式工事の格付等級がSAランクであること。

構成員の要件	本店・営業所	高根沢町内に建設業法第3条に基づき設置された本店があること。
	業種・ランク	高根沢町建設工事入札参加資格者名簿に登録があり、高根沢町格付基準において土木工事の格付等級がAランクであること。
配置技術者	<p>構成員が、それぞれ次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士(建設、総合技術監理(建設))又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者であること。</li> <li>・監理技術者を配置する場合、代表構成員が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置すること。なお、監理技術者については、以下の基準を満たすこと。</li> </ul>	
	1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士	平成27年度以前の試験合格者である場合は、登録機関が実施する登録解体講習を修了した者又は解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者であること。
	技術士 (建設、総合技術監理(建設))	登録機関が実施する登録解体講習を修了した者又は解体工事に関する1年以上の実務経験を有する者であること。
	解体工事施工技士	元請けとして4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督の実務経験を有する者であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事は、町議会の議決対象となっているため、議会の議決を得た時に本契約となる。</li> <li>・下請け業者を選定する場合は、町内に本店を設置する者を選定するよう努力すること。</li> </ul>	



### 3 入札日程等

入札参加申請書受付期間	令和2年4月10日(金) 16:00までにFAX 提出先:高根沢町総務課 契約係
設計書閲覧期間	令和2年4月13日(月)以降にホームページで公開
質問の受付期間	令和2年4月15日(水) 16:00までにFAX 提出先:高根沢町学校教育課 施設管理係
質問への回答	令和2年4月17日(金)
入札書提出方法	令和2年4月28日(火)までに高根沢郵便局に到達(局留) ※高根沢町郵便入札実施要綱を参照
開札日時	令和2年4月30日(木) 14:00から 場所:高根沢町役場 第1・第2会議室(本庁第3庁舎2階)

### 4 資格審査

落札候補者は、以下の期限までに事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件確認申請書(様式2号)を提出すること。

提出期限	令和2年5月7日(木) 16:00までに持参 但し、高根沢町低入札価格調査制度により調査対象となった場合、調査後に提出。 提出先:高根沢町総務課 契約係
------	--

### 5 保証金・前払金等

入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の100分の10以上 (但し、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、契約金額の100分の30以上)
支払条件	前払金:請求できる。(契約額の40%以内(上限1億円)) 中間前払金:請求できる。(但し、既に部分払を受けた場合は請求できない。) 部分払:請求できる。 ※詳細は高根沢町契約事務規則を参照

6 担当課

(1) 公告内容及び入札制度について

高根沢町総務課 契約係 (TEL 028-675-8101 FAX 028-675-2409)

(2) 工事内容について

高根沢町学校教育課 施設管理係 (TEL 028-675-1037 FAX 028-675-6820)

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「請負代金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第56条の2に規定する違約金は「請負代金額の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。  
ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。